

## 令和2年度高知県感染症対策特別支援融資制度要綱

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者の事業継続を支援するために、必要な事業資金の確保の円滑化を図り、当該中小企業者の経営の安定に努める。

### 2 新型コロナウイルス感染症対策融資

#### (1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1月間の売上高等（売上高、販売数量、完成工事高及び受注残高（建設業に限る。）をいう。以下同じ。）が減少している者
- イ 新型コロナウイルス感染症に起因して、今後売上高等の減少が見込まれる者

#### (2) 貸付条件等

- ア 資金使途は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者が事業を継続するために必要な運転資金とする。
- イ 借換えを行う場合、既存保証付き融資は、融資額の2分の1未満とする（令和2年2月27日以降に、新型コロナウイルス感染症に起因して実行された既存保証付き融資を除く。）。

### 3 新型コロナウイルス感染症対策短期融資

#### (1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注1）
- イ 保険法第2条第5項第5号の規定による認定（注1）（注2）
- ウ 保険法第2条第6項の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注1）

注1：保険法第3条の3の規程による特別小口保険に係る保証を除く。

注2：売上高等の減少を要因としないものを除く。

#### (2) 貸付条件等

- ア 資金使途は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者が事業を継続するために必要な運転資金とする。

### 4 新型コロナウイルス感染症対応融資

貸付条件等については、大綱によらず、別に定める「令和2年度高知県新型コロナウイルス感染症対応資金要綱」によるものとする。

### 5 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資

#### (1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のアからウまでのいずれかに該当し、エからクまでの要件をすべて満たすもの

- ア 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（令和二年新型コロ

ナウイルス感染症に係るものに限る。) (注1)

イ 保険法第2条第5項第5号の規定による認定 (注1)

ウ 保険法第2条第6項の規定による認定 (令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。) (注1)

エ 従業者100名以上を雇用している者 (注2)

オ 新型コロナウイルス感染症に起因して、前年(前々年)同月比の売上高が3ヶ月以上連続して80パーセント以上減少している者

カ 『新型コロナウイルス感染症対応資金』を貸付限度額まで利用している者

キ 日本政策金融公庫の『新型コロナウイルス感染症特別貸付(中小企業)』を1億円以上利用している者

ク 雇用調整助成金を活用(申請中を含む。)している者

注1: 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。

注2: 従業者とは、当該中小企業者の事業所に所属して働いている全ての人をいう。当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。

## (2) 貸付条件等

ア 資金使途は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者が事業を継続するために必要な運転資金とする。

イ 民間金融機関との協調した融資を条件とし、貸付限度額は、民間金融機関の貸付額の4倍以内(上限2.5億円)とする。